

<参考資料>

振り込み詐欺について (出典:警察庁ホームページ)

■ **振り込み詐欺とは・・・**

振り込み詐欺とは、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性が高い知能犯罪で、いわゆる「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」および「還付金等詐欺」の4類型に区別されます。

■ **被害発生状況**

振り込み詐欺の2008年までの被害額(既遂)は年間200億円規模、また、被害件数も年間2万件を超すなど、多くの方が甚大な被害にあわれています。それを受けて、2008年6月21日に振り込み詐欺救済法が施行され、また、全国の警察で取締りが強化されるなど、各方面で予防対策が推進されており、その結果、被害額・被害件数ともに年々減少傾向にあります。

しかし、2009年の被害額も**9月末までで約73億円**と、今なお、**年間100億円**のペースで被害が発生しており、また、**社会情勢の変化等に応じてその手口が巧妙化・多様化する**など、依然として大きな社会問題であることは否めません。

